

平成18年11月15日

各 位

株式会社福岡中央銀行

「地域密着型金融推進計画」の進捗状況について

福岡中央銀行（頭取、田中克佳）では、金融庁から公表された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」に基づき、当行が策定いたしました「地域密着型金融推進計画」について、平成17年4月から18年9月までの進捗状況を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせ致します。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

総合企画部 星熊

TEL 092-751-4429

地域密着型金融推進計画の進捗状況

1. 17年4月から18年9月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

「選択と集中」による項目を絞った推進計画をもとに、具体的取組みを進めて参りましたが、項目の一部に未達はあるものの、全体的には、概ね計画通りの進捗であったと考えております。  
 事業再生・中小企業金融の円滑化では、行員の「目利き能力」の向上研修の継続実施や、起業・事業展開に資する情報提供体制の取組み、M&A業務の充実の他、専門のスタッフを配置したコンサルティングルームとしての「ふれあいプラザ」を本店に開設し「経営相談会」を開催する等、経営相談・支援機能の強化に努めました。担保・保証に過度に依存しない融資の推進では、県内の各商工会議所と融資提携商品の取扱いを提携するなどし事業者ローンの拡充を図りました。また、顧客への説明態勢の整備に努め、苦情防止の対策にも取組み、苦情件数も減少傾向にあります。経営力強化では、バーゼルⅡに向けた規定の整備や内部統制制度への対応準備を進め、リスク管理態勢の充実とガバナンスの強化に注力しました。また不祥事件発生防止のため事務規定の厳格化を図るなど、法令等遵守態勢への強化に取組みました。

地域の利用者の利便性向上では、利用者へのサービス強化のため実施した「利用者満足度アンケート調査」の結果を公表するとともに、顧客ニーズに応え投信窓販を開始いたしました。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		17年度	18年度	(17年4月～18年9月)	(18年4月～18年9月)
<b>1. 事業再生・中小企業金融の円滑化</b>					
(1) 創業・新事業支援機能等の強化	①融資審査能力(目利き能力)の向上 ②起業・新事業展開に資する情報提供体制の充実強化 ③産学官の連携強化による支援	→	→	・「目利き能力」の向上のため、第二地方銀行協会主催の「目利き能力強化研修」に17名を派遣し、行内研修では「融資初級研修」に9名、「融資上級研修」に19名が参加し実施。その後各店において参加者が講師としてOJTを実施し行員全体のレベルアップを図った。 ・17年7月、創業・新事業支援を目的として国民生活金融公庫と「業務連携・協力契約」を締結。 ・リテール戦略に基づく中小口融資の推進強化のため、融資専担者を営業店に配置。 ・県内商工会議所会員への無担保・無保証の事業者向け融資提携商品の取扱いを拡大(18年9月末現在、6会議所と締結)。 ・18年3月、中小企業整備基盤機構と提携して相談受付体制を整備し、創業・新事業支援機能を強化。	・「目利き能力」の向上研修では、第二地方銀行協会主催の「目利き能力強化研修」に3名を派遣、行内では「融資初級研修」に9名「融資上級研修」に8名参加し実施。 ・18年4月、お客様からの各種の相談を受ける場として「ふれあいプラザ」を本店内にオープン。また、オープンイベントとして提携先の中小企業整備基盤機構等と共同で、『経営相談会』を開催し、「創業・新事業」に関するお客様からの相談受付やアドバイス等を行った。 ・18年9月、直方商工会議所と無担保・無保証の事業者向け融資提携商品の取扱いを締結。
(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	①経営支援・相談業務の体制整備と業務内容の充実強化 ②外部専門家、外部機関等の活用によるコンサルティング機能の充実強化 ③健全債権化の取組み強化とその結果の分析調査による相談・支援の強化	→	→	・17年4月、行内に「福中銀ビジネス情報交換制度(通称:ビジネスサポートナビ)」および「僚店間情報交換制度(通称:情報トレース)」を創設し、情報提供機能を強化。 ・17年6月、「ISO-Pマーク認証取得支援」のため専門会社2社と提携。 ・17年7月、M&A業務に係る情報提供を強化するため新たに専門会社2社と提携し、提携先を計4社に拡充。 ・18年1月、「融資相談センター」を設置し組織体制を強化。 ・18年3月、経営相談・支援機能を一段と強化する目的で「中小企業整備基盤機構」と提携。 ・18年4月、専門のスタッフや各種専門家による「コンサルティング・ルーム」としての「ふれあいプラザ」を本店に開設。 ・18年5月、営業店で抽出した420社を対象に「経営レポート」と「業種別情報」の送付を開始。 ・18年8月、全店融資役員を対象に、外部専門家による取引先企業の事業承継に関する研修を実施。 ・健全債権化等の経営改善支援の取組みとして、融資統括部が支援対象先に関して毎期全店ヒアリングを実施し、累計で160先の経営支援を図り14先(8.7%)がランクアップとなった。	・18年4月、「融資相談センター」「お客様サービスセンター」「保険・投信窓販センター」を集約配置した「ふれあいプラザ」を本店に開設し、お客様がゆっくりと安心して相談できるよう専門のスタッフや各種専門家による「コンサルティング・ルーム」として運営するとともに、当プラザに全店の情報を集約・発信する体制を整備。 ・18年4月、営業店への「「ふれあいプラザ」REPORT」の随時発出を開始し、相談・アドバイス事例や当プラザの活動状況をフィードバックする等、営業店の啓蒙にも注力。 ・18年5月、営業店で抽出した420社を対象に「経営のヒント」や「業界動向」を掲載した「経営レポート」及び「業種別情報」の毎月送付を開始。 ・18年8月、全店融資役員を対象に、外部専門家を講師に招いて、取引先企業の事業承継に関する研修を実施。 ・18年上期、後継者不在や事業の再構築等のニーズのある企業からM&A(売り)案件3件を受託。 ・健全債権化等の経営改善支援の取組みとして、融資統括部が支援対象先に関して全店ヒアリングを実施し、支援対象先87先の経営支援を図り3先のランクアップ
(3) 事業再生に向けた積極的な取組み	①外部機関の事業再生ファンド等活用による再生手法の共有化 ②企業の再生ニーズ把握と外部機関等との連携強化 ③多様な事業再生手法の検討・活用	→	→	毎期初に支援対象先の全店ヒアリングを実施し、中小企業再生支援に向けて個別毎に支援協議会の活用等具体的に検討するも、取組実績にならなかった。	毎期初に支援対象先の全店ヒアリングを実施し個別に再生手法を検討するも、中小企業支援協議会等を活用する該当先はなかった。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		17年度	18年度	(17年4月～18年9月)	(18年4月～18年9月)
(4)担保・保証に過度に依存しない融資の推進等	①担保・保証に過度に依存しない融資の推進 ②中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた取組みの推進 ③根保証に関して、第三者保証の利用が過度にならない対応と、説明態勢の充実強化	→	→	・スコアリング融資の「事業応援ローン」及びその商品見直しによる「スーパー事業応援ローン」を積極推進し、残高実績は17年3月末比で事業応援ローンは+370件、+225百万円、スーパー事業応援ローンは17年5月に取扱を開始し18年9月末で1,164件、残高10,225百万円となった。 ・中小企業等貸出金比率については92.27%となり、事業所件数は17年3月末比で598件増加し11,361先となった。 ・信用リスクデータベースの整備の取組みとして信用格付の遷移分析を実施。 ・ローンレビューに関しては、大口と信先について特に管理を徹底している。	・スコアリング融資の「事業応援ローン」及びその商品見直しによる「スーパー事業応援ローン」を積極推進した結果、期中で780件、4,736百万円の取り扱いを行った。 ・信用リスクデータベースの整備の取組みとして信用格付の遷移分析を実施。 ・ローンレビューに関しては、大口と信先について特に管理を徹底している。 ・不動産以外の担保による融資に対するニーズの高まり等への対応として、動産・債権を担保とした融資対応のため「債権譲渡担保設定契約書(ヒナ型)」を制定。
(5)顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化	①与信取引に関する説明態勢の整備と行員への周知徹底 ②相談苦情処理機能の強化と相談苦情事例の分析・還元	→	→	・17年6月、「民法の一部を改正(保証債務)する法律」の施行により、「与信取引に関する説明態勢及び苦情等処理態勢」に係る規定を改訂。 ・17年9月、「金利変動リスク等に関する説明書」を制定し、住宅ローン利用者に対し書面交付によるリスク説明を実施。 ・17年11月、保証(担保)契約意思確認について、顧客への説明方法、契約意思確認書の徴求手続き等を詳細に定め、事務取扱要領に追録。 ・全店融資役員研修等により、与信取引に関する説明態勢の周知徹底を図った。 ・18年8月、短期プライムレート引き上げにあたり連動金利契約先に対し、書面で説明を実施。 ・苦情事例を「顧客相談室ニュース」で営業店にフィードバックするとともに、定期的に「顧客相談室連絡協議会」や「全店役員会議兼事故防止会議」を開催し、相談苦情処理機能の強化を図った。	・短期プライムレート引き上げにあたり連動金利契約先に対し、書面で説明を実施。 ・「顧客相談室担当者連絡協議会」を毎月開催し本社関係部で苦情を共有。 ・「全店役員会議兼事故防止会議」を四半期毎に開催し渉外役員への指導を強化。 ・「顧客相談室ニュース」を毎月発出し、営業店での苦情の再発防止、未然防止に活用。
(6)人材の育成	①事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた各種研修等の活用 ②営業店でのOJTによる、目利き能力、経営支援能力の強化	→	→	行外研修として、第二地方銀行協会主催の「目利き能力強化研修」及び「経営支援能力強化研修」に25名を派遣。行内研修では「融資上級研修」受講者19名、「M&A・事業承継研修」に支店長、融資・渉外の各役員及び渉外行員全員が参加、その後研修受講者による営業店でのOJT実施。通信講座受講者累計287名、検定試験合格者は累計で33名。	行外研修として、第二地方銀行協会主催の「目利き能力強化研修」に3名を派遣。行内研修では、「融資上級研修」に8名、「M&A・事業承継研修」に融資役員39名が参加。
<b>2. 経営力の強化</b>					
(1)リスク管理態勢の充実	①新しい自己資本比率の算出方法の精緻化と管理態勢の整備 ②信用リスク・金利リスク・オペレーショナルリスクの管理手法の検討 ③自己資本の充実と情報開示の拡充 ④各リスク量の計測方法の精緻化及び自己資本充実度の評価方法の確立	→	→	新しい自己資本比率規制の告示が公表されるなかで、比率の算出方法について、信用リスクは「標準的手法」で格付会社の格付を利用する方法を、オペレーショナルリスクは「基礎的指標手法」を採用することを決定し、具体的作業を進めている。また、パーゼルII導入への対応として、各種リスク管理規定の見直しを検討するとともに、信用リスク量や金利リスク量等の計測手法の精緻化作業を進め、リスク管理態勢の充実を図った。また「金融検査評定制度」における具体的リスクチェック項目を活用した自己評価を実施し、定性的リスク管理の評価にも取り組んだ。	・リスク管理高度化のため「新信用格付・自己査定システム」を導入し、「随時格付・随時査定」ができる体制を構築。 ・信用リスク量計測の精緻化及びパーゼルIIでのアウトライヤー規制に対応した金利リスク計測方法の検討を実施。 ・第二地方銀行協会主催の「リスク管理高度化実務研究会」へ参加する等、外部セミナーも活用しリスク管理高度化を検討。
(2)収益管理態勢の整備と収益力の向上	①収益力向上のためのコスト見直しと収益管理態勢の再構築 ②取引先との金利交渉によるプライシング定着化と適正な貸出金利の確保	→	→	収益管理表や収益速報(資金利益、貸出金利、預金金利)等を活用して目標管理を行ない、コスト意識の徹底を図っている。プライシングの導入については、毎年、格付ごとの金利テーブルを見直しして対応しており、営業店には「店別理論金利一覧表」「債務者ごとの理論金利一覧表」を配布して、取引先との金利交渉に活用しているがまだ十分な適正金利の確保に至っていない。また、信用格付・自己査定システムの拡充による信用リスクデータベースの整備・充実に取り組んでいる。	「店別理論金利一覧表」「債務者ごとの理論金利一覧表」を営業店に配布して、取引先との金利交渉に活用。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	
		17年度	18年度	(17年4月～18年9月)	(18年4月～18年9月)
(3)ガバナンスの強化	①手順のマニュアル化等による業務遂行体制の整備 ②リスク管理が適正に機能し、内部監査の検証が十分に機能している態勢づくり	→	→	内部統制に関する外部セミナー等への参加や監査法人による行内セミナー等を実施し情報収集を図りながら、内部統制制度への対応に向けた態勢整備を進め、会社法施行に対応した「内部統制に関する基本方針」の策定や、有価証券報告書への「確認書」の添付を実施するなどした。	・18年5月、会社法施行に伴い、内部統制に関する基本方針を策定。 ・18年5月、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を福岡証券取引所に提出し開示。 ・18年6月、有価証券報告書に代表者の「有価証券報告書等の適正性に関する確認書」を添付。 ・18年7月、「財務報告に係る内部統制」について全役員・部長を対象に監査法人によるセミナーを開催し、今後の対応について検討。 ・18年7月、会社法施行に伴い、「取締役会規定」の一部改定を実施。
(4)法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化	①コンプライアンス状況の監視・点検体制の充実強化 ②適正な業務処理遂行のための事務手順書の見直しと行員教育の徹底 ③個人データの安全管理対策の強化	→	→	・「コンプライアンスニュース」と「顧客相談室ニュース」の発出によるコンプライアンスマインドの醸成強化。 ・適正な業務処理遂行のため、事務手順の見直し等を行い、事務取扱要領を全面改定。 ・不祥事件未然防止のため「預金事務」や「渉外関係事務」に係る事務取扱要領を厳格化。 ・各種会議や研修で厳正な事務処理と相互牽制態勢の厳格化を徹底し行員教育を強化。 ・営業店長による抜き打ちでの特別検査の実施の他、内部監査態勢を強化。 ・個人情報の安全管理に係る規定等の見直しの実施。	・不祥事件の未然防止のため事務取扱要領の見直しを行い「預金受入事務」や「渉外関係事務」の厳格化を図った。 ・「全店役員会議兼事故防止会議」の定例開催や「各種研修」で、厳正な事務処理と相互牽制態勢の厳格化を徹底し、行員教育を強化。 ・内部監査部門における監査を強化するとともに、営業店長による抜き打ちの特別検査を実施。 ・全行員を対象に「コンプライアンス自己チェック」を実施。 ・取引等の適切性確保への取組みに関しコンプライアンス委員会で態勢確認等を行い、全国銀行協会編纂の「銀行の公正取引に関する手引書」を全店に配付し周知徹底を図った。 ・広告等の表示に関する取組みとして、当行のポスター・チラシの一斉点検を実施。 ・個人情報の安全管理に関し、FAX送信手順を見直し、規定の改定を実施。
(5)ITの戦略的活用	①顧客情報を含めたデータベースの高度化、ATMの機能強化、インターネットバンキングの高度活用の検討 ②信用リスク・金利リスク等計量化のためのシステム導入の検討	→	→	・顧客サービスの一環として、また行員による相談業務を充実させるため、行内イントラを活用した僚店間の情報交換の仕組みを構築し、情報の共有化と活用が図れる体制を整備。これにより「福中銀FPサポートネット」及び「福中銀ビジネス交換制度(通称:ビジネスサポートナビ)」「僚店間情報制度(通称:情報トレース)」の運用を開始した。 ・リスク管理高度化のため行内イントラと接続した「新信用格付・自己査定システム」の運用を開始。	・リスク管理高度化のため17年8月に「新信用格付・自己査定システム」を導入したが、同システムを行内イントラと接続して全店がパソコンによる「随時格付・随時査定」ができる体制を構築し、18年5月より運用開始。 ・取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化のための施策として実施した18年4月の本店での「ふれあいプラザ」開設に際して、行内イントラを活用した僚店間の情報交換の各種制度を整理し、「福中銀ふれあいプラザの業務のページ」として行内イントラでの専用サイトを作成し機能アップを図った。
<b>3. 地域の利用者の利便性向上</b>					
(1)地域貢献に関する情報開示	①中小企業に対し、どのような資金供給がなされ、利用者の預金が地域にいかにかかされているかなど、情報の項目・内容等を見直して開示する。 ②顧客サービスのあり方を見直しアンケートを実施し、サービスの充実に努めて顧客満足度を高める。 ③PFI等の地域の利用者ニーズの把握に努める。	→	→	・地域貢献に関する情報開示のあり方について、第二地方銀行協会主催の「地域金融推進強化ワーキンググループ」会議に参画して研究をし、項目及び開示内容の検討を行った。 ・「利用者満足度アンケート調査」を18年2月に実施。 ・利用者満足度アンケート調査の内容を分析し18年6月に公表。 ・PFI等のニーズ把握のため、公務室、営業店長による地公体への訪問を行なっている。	・18年2月に実施した「利用者満足度アンケート調査」の結果を分析し18年6月に公表。 ・アンケート結果も踏まえ顧客ニーズのある投信窓販を18年6月より開始。

経営指標の進捗状況（18／9月）

経営指標等	目標計数	進捗状況	今後の対応
中小企業等貸出金比率	平成19年3月期 93%台を維持	92.27%	引き続き中小企業等の開拓に力を入れ、達成を目指す。
事業所先数	2年間で800先の増加 11,563先	598先増加 11,361先	19年3月末(17~18年度中)の目標の達成に向け概ね順調。引続き新規事業先の開拓に力を入れ、達成を目指す。
自己資本比率	8%台を維持 (増資、劣後ローン等の資本増強を考慮しないで)	9.21%	目標達成
不良債権比率	金融再生法開示債権 4.5%以下を目指す	4.73%	引き続き債権売却、直接償却等の不良債権処理に取組み、達成を目指す。

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 福岡中央銀行

【17～18年度上期(17年4月～18年9月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先 $\alpha$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 $\beta$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 $\gamma$	
正常先	8,310	—		—	
要注意先	うちその他要注意先	2,020	123	13	107
	うち要管理先	23	23	—	14
破綻懸念先	210	14	1	5	
実質破綻先	169	—	—	—	
破綻先	31	—	—	—	
合計	10,763	160	14	126	

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は17年4月当初時点で整理。  
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。  
 ・ $\beta$ には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は $\alpha$ に含めるものの $\beta$ に含めない。  
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は $\beta$ に含める。  
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
 ・ $\gamma$ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。  
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 福岡中央銀行

【18年度上期(18年4月～18年9月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先 $\alpha$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 $\beta$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 $\gamma$	
正常先	8,425	—		—	
要注意先	うちその他要注意先	2,256	45	3	41
	うち要管理先	32	32	—	27
破綻懸念先	164	10	—	8	
実質破綻先	195	—	—	—	
破綻先	27	—	—	—	
合計	11,099	87	3	76	

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は18年4月初時点で整理。  
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。  
 ・ $\beta$ には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は $\alpha$ に含めるものの $\beta$ に含めない。  
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は $\beta$ に含める。  
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
 ・ $\gamma$ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。  
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。